社会保障審議会介護保険部会(第65回)

参考資料1

平成28年9月30日

介護予防の推進 (参考資料)

介護予防・自立支援に向けた 取組について

介護保険法(抄)

(国民の努力及び義務)第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

(地域支援事業)第115条の45第2項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第1号~第3号 略)

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)

(市町村の連絡調整等)第115条の45の10

市町村は、第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

- 2 市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。市町村は、第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

介護保険法(抄)

(地域支援事業)第115条の45第1項

市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)
 - イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)
 - 口 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)
 - 八 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(ニにおいて「第一号生活支援事業」という。)
 - 二 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)
- 二 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防 止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号 通所事業を除く。)

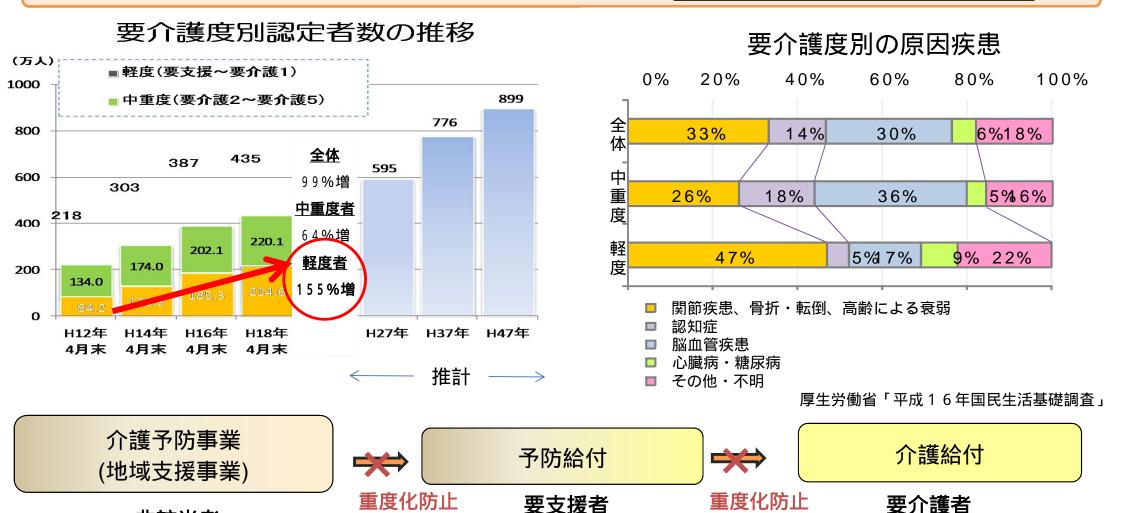
介護予防導入の経緯(平成18年度創設)

<u>要支援・要介護1の認定者(軽度者)の大幅な増加。</u> 軽度者の原因疾患の約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下。

改善促進

非該当者

定期的に体を動かすことなどにより予防が可能! → 予防重視型システムの確立へ



改善促進

4

平成26年法改正における介護予防事業の体系 (平成29年度までに順次移行)

機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組となるように介護予防事業を見直した。

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が増え、通いの場が普及拡大していくような地域づくりを推進する。

リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

介護予防事業

一次予防事業

- ·介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- · 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ·二次予防事業対象者の 把握事業
- · 通所型介護予防事業
- · 訪問型介護予防事業
- · 二次予防事業評価事業

予防給付

- ·介護予防通所介護
- ·介護予防訪問介護

廃止と再編

一般介護予防事業

【新】

- 1.介護予防把握事業
- 2.介護予防普及啓発事業
- 3. 地域介護予防活動支援事業
- 4.一般介護予防事業評価事業
- 5. 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

訪問介護(現行相当のサービス)

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

<u>訪問型サービスB(住民主体による支援)</u>

訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

訪問型サービスD(移動支援)

2. 通所型サービス(第1号通所事業)

通所介護(現行相当のサービス)

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

通所型サービスB(住民主体による支援)

通所型サービスC(短期集中予防サービス)

3.その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

栄養改善の目的とした配食

住民ボランティア等が行う見守り

訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する

生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント

·日常生活支援

総合事業

一般介護予防事業(住民主体の介護予防活動とその支援)

- 市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開
- 前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何らかの支援を要する者といった幅広い参加を促進(高齢者人口の10%の参加を目標)
- 住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を目指す

具体的には、

- 住民主体の通いの場は、原則として週1回以上の開催
- 後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを実施
- 出前講座による栄養教室や口腔教室などを組み合わせることにより、住民主体の取組の効果を高める
- ボランティアの育成・支援等を通じて、地域における互助の関係を促進
- 総合事業に移行していない市町村においても、原則として二次予防事業を見直し、一次予防事業において住民主体の介護予防活動を優先して実施

<参考> 住民主体の介護予防活動に向いた体操の内容 初めての人でも簡単にできる 虚弱高齢者から元気高齢者まで誰もが一緒にできる 介護予防の効果が実証されている

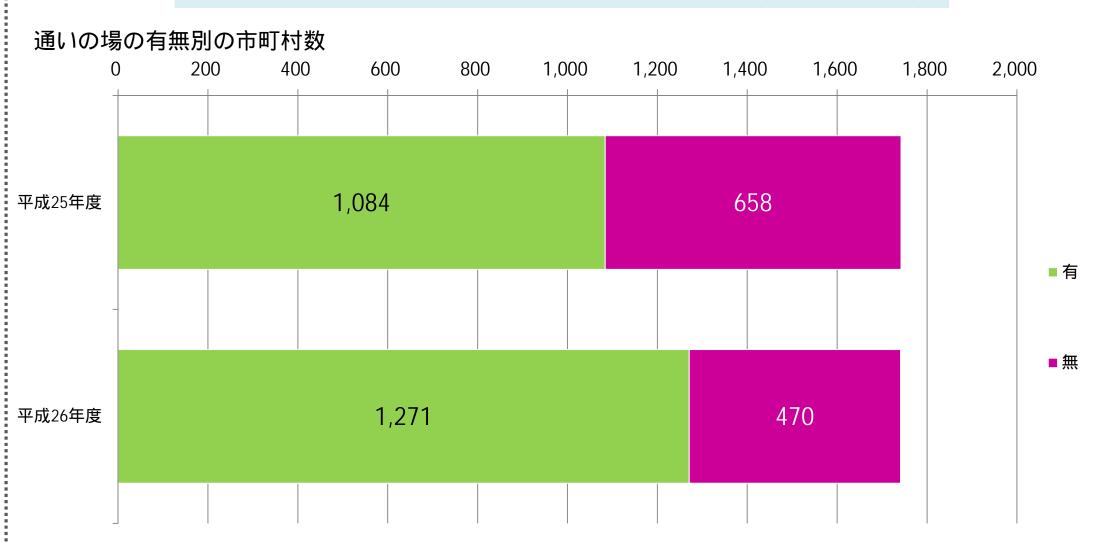
虚弱な高齢者でも安全にできる 住民自身が体操の効果を実感できる

(特に先進的に取り組んでいる複数の自治体からの聴取による)

通いの場がある市町村は増加している



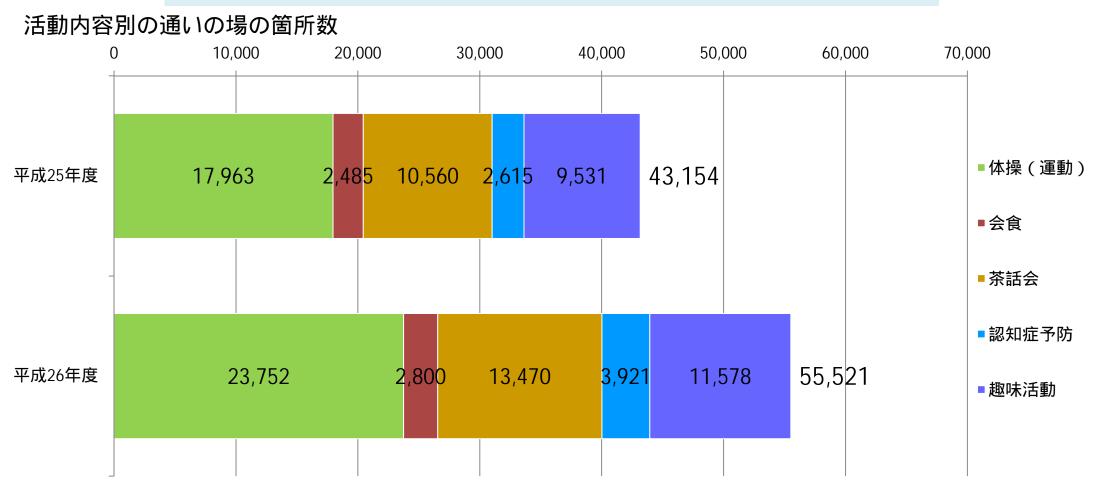
平成25年度:n=1,742 平成26年度:n=1,741



体操(運動)を実施している通いの場が最も多く 全体の5割弱を占め、数も増加している

活動内容別の通いの場の箇所数

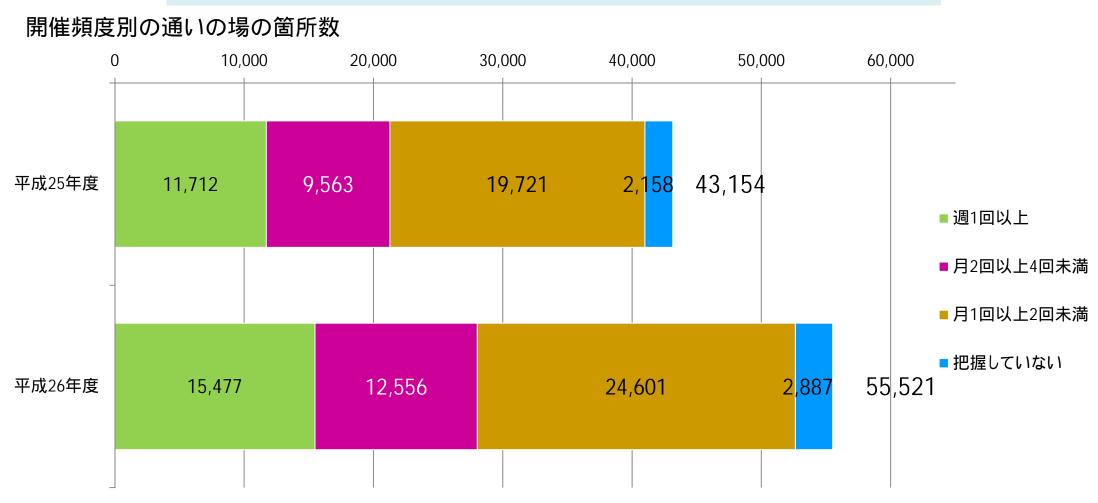
平成25年度: n=43,154 平成26年度: n=55,521



月1回以上2回未満で開催している通いの場が最も多く 週1回以上開催の占める割合も増加

開催頻度別の通いの場の箇所数

平成25年度:n=43,154 平成26年度:n=55,521



地域リハビリテーション活動支援事業(リハ専門職等による介護予防の機能強化)

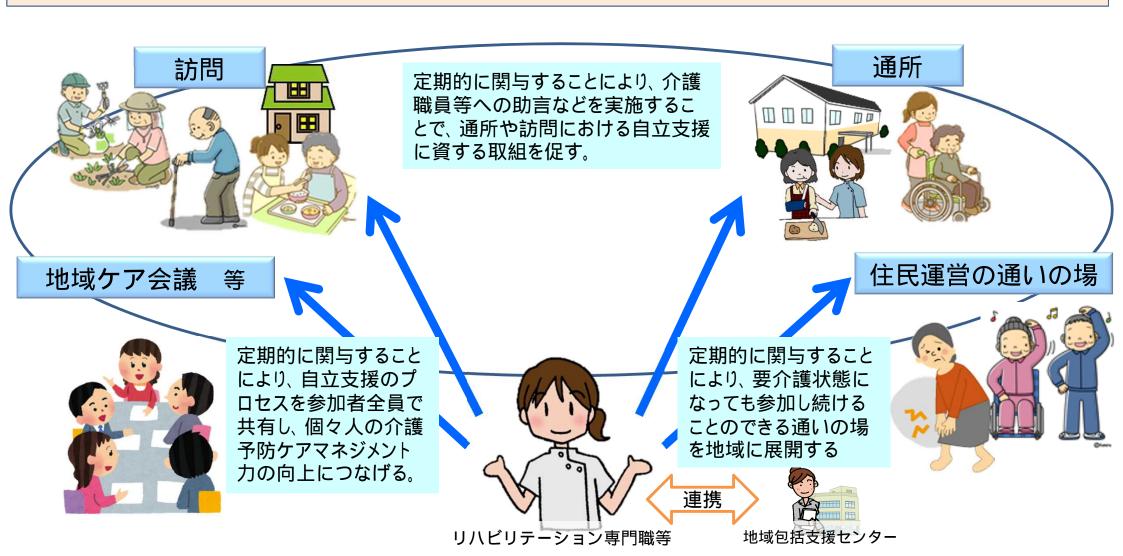
- 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所介護事業所、訪問事業所、地域ケア個別会議、 サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進
- リハビリテーション専門職等は、通所事業所、訪問事業所、地域ケア個別会議、サービス担当者会議、住民 主体の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援

具体的には、

- 住民主体の通いの場に定期的に関与することにより、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開
- 介護事業所において、介護職員等への助言などを実施することで、通所や訪問における自立支援に資する 取組を促進
- 地域ケア個別会議等において、自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防ケアマネジメント力を向上
- ただし、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリテーション専門職等の関与は、訪問リハビリテーションではなく、あくまでも住民や従事者に対するリハビリテーションの観点からの助言・指導に限定

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



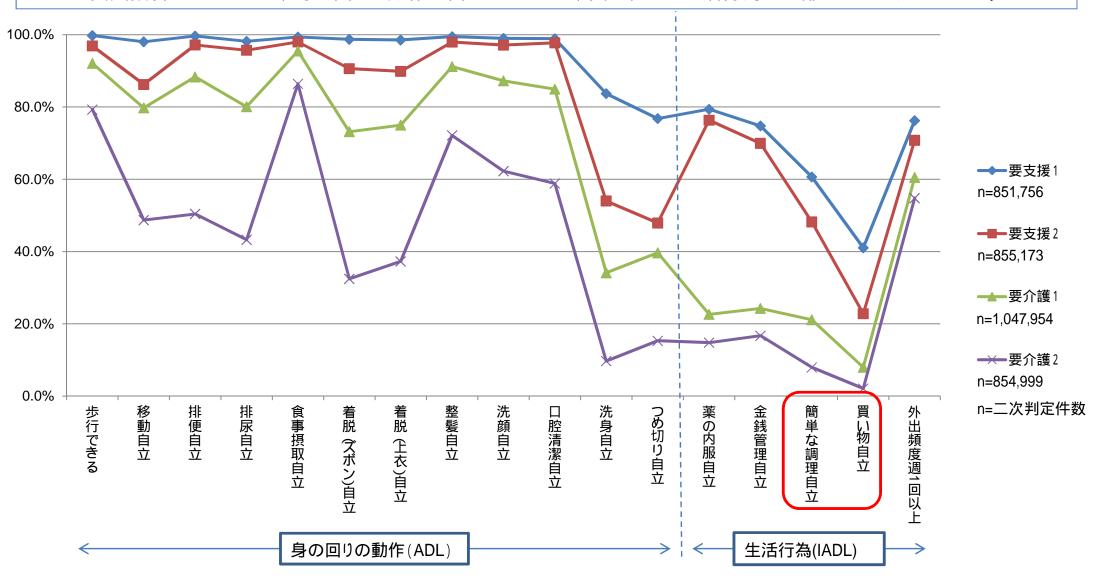
リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

短期集中予防サービス(保健・医療専門職による生活行為課題の解決)

- 要支援者の多くは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている
- 従来の二次予防事業の参加率が低く、効果が持続しなかったという問題は、要支援者の抱える生活行為課題の解決に十分には繋がっていなかったことが原因の一つとして考えられる
- 一方で、介護予防機能強化推進事業(平成24~26年度)において、生活行為課題に着目した適切なアセスメントと専門職による短期集中的な介入により、要支援者がサービス利用から卒業し、ボランティア活動等に取り組むような効果的なモデルが明らかとなった
- ハイリスク・アプローチによる介護予防については、「生活行為向上リハビリテーション」の考え方と同様に、 居宅訪問による生活行為課題のアセスメント、興味・関心チェックシートなどを活用した利用者本人の意欲把握と動機付け、サービス終了後の社会参加を見据えた保健・医療専門職によって多職種協働で提供される介護予防サービスを、一般介護予防事業と組み合わせて実施した場合には高い効果が得られる可能性がある
- 介護予防ケアマネジメントに基づき、以上のような取組を行う場合については、現行の給付相当サービスを 超えた基準で実施可能なサービスとして設定できるようにした

要支援1~要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



- 1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。
- 2 平成23年度要介護認定における認定調査結果(出典:認定支援ネットワーク(平成24年2月15日集計時点))

【介護予防の取組】

大阪府大東市 ~ 住民主体の介護予防 ~

住民が主体となって取り組む介護予防事業を市内全域で展開している。虚弱高齢者が元気高齢者の支えで元気を取り戻し、小学校の下校時の見守り隊に参加するなど社会活動が広がっている。 介護予防活動を通して、見守りや助け合い等地域の互助の力が育っている。

基本情報(平成25年4月1日現在) 人口は平成25年3月31日 百営 力所 地域包括支援 センター設置数 委託. 力所 兵庫県 大阪府 総人口 125,150 人 28,312 65歳以上高齢者人口 % 22.6 大東市 人 11,291 75歳以上高齢者人口 % 9.0 円 第5期1号保険料 4.980

第1号被保険者における要介護認定率の推移 24.0%
24.0% ————————————————————————————————————
22.0% — 大阪府 — 19.7%
20.0% — 大東市
18.0%
16.0%
14.0%
12.0%
10.0% 12.4%
8.0%
H13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年

介護予防の取組の変遷

平成16年度に地域ケア会議で町ぐるみの介護予防の必要性を提言 平成17年度に虚弱者も参加できる「大東元気でまっせ体操」を開発し、一次・二次予防対象者の枠組みにとらわれず、自治会、町内会単位で住民主体での活動の場の普及に取り組む

老人会のイベント等で介護予防について普及啓発

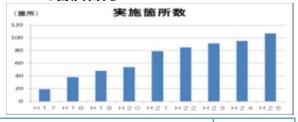
住民主体の活動の場の育成

及び世話役を養成

体操教室後に民生委員、

校区福祉委員、世話役が集合。

地域の虚弱高齢者情報を共有し、具体的な対策を検討する



65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合 9.3 %

65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合 2.7 %

要支援1~要介護5の高齢者163人が含まれる。

専門職の関与の仕方

介護予防の啓発は保健師とリハ職のペアで行う

体操教室の立ち上げの際には体操指導と体操ビデオの提供及び世話役の育成 を保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士が行った

身体障害や関節痛により体操を同じようにできない方に対しては、市のリハ 職が訪問し、痛みがでない運動法を指導した

認知症や高次脳機能障害、精神障害などで集団活動に不具合が生じた時には 地域包括支援センター職員が出向いて、認知症の方への対応方法等を世話 役に指導した

世話役から活動の脱落者について地域包括支援センター職員に連絡が入った場合には、職員はその原因を明確にした上で個別に対応する(例:認知症の方への対応、不仲の場合には教室の変更) 14

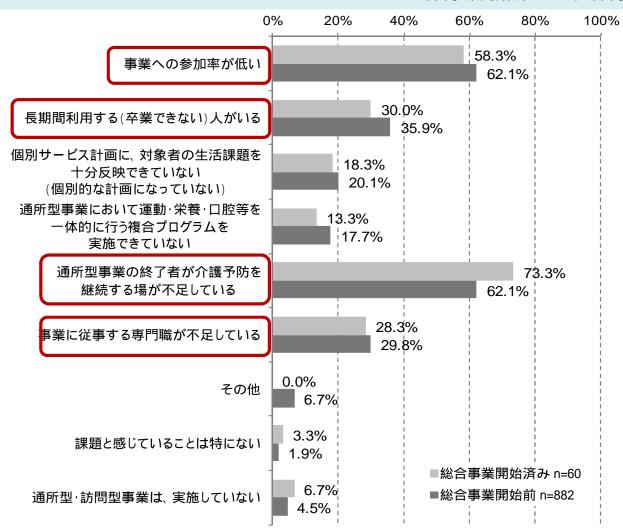
効果的な介護予防の仕組の 横展開について

平成27年度「介護予防・生活支援に係る各市町村の取組状況に関するアンケート調査」結果

事業参加率、終了後の受け皿問題は、共通の認識

従来の二次予防事業について課題と感じていること

総合事業開始済みn=60、総合事業移行前n=882



「総合事業開始済み市町村」は、平成27年10月時点で介護予防・日常生活支援総合事業を開始済みの市町村を指す

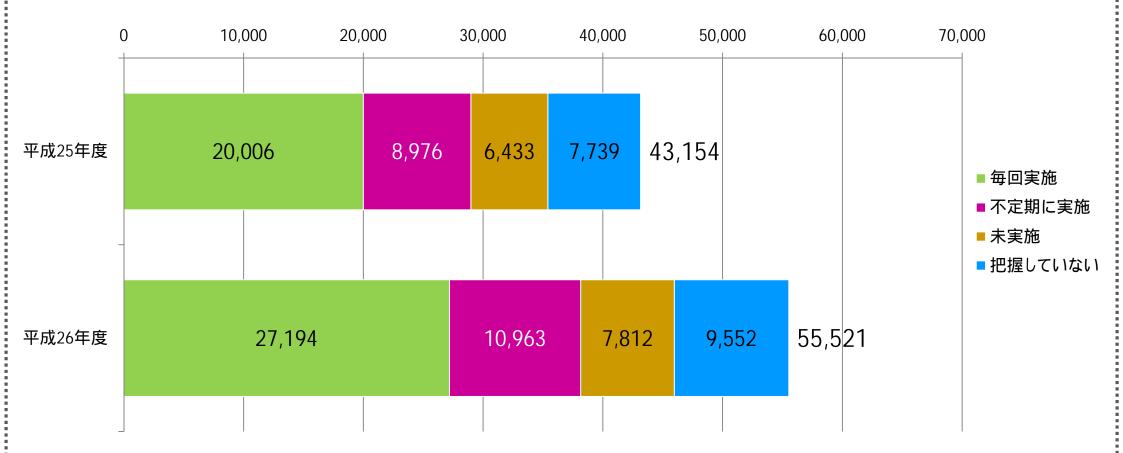
平成26年度 介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査

活動内容にかかわらず体操を毎回実施している通いの場が 最も多く、5割弱を占める

体操の実施状況別の通いの場の箇所数

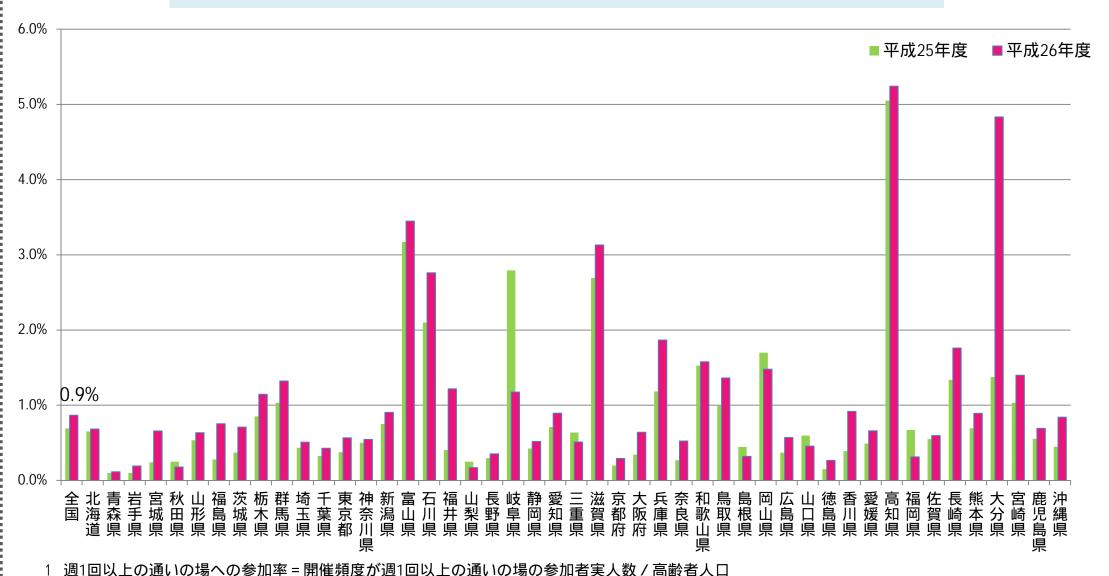
平成25年度: n=43,154 平成26年度: n=55,521

体操の実施状況別の通いの場の箇所数



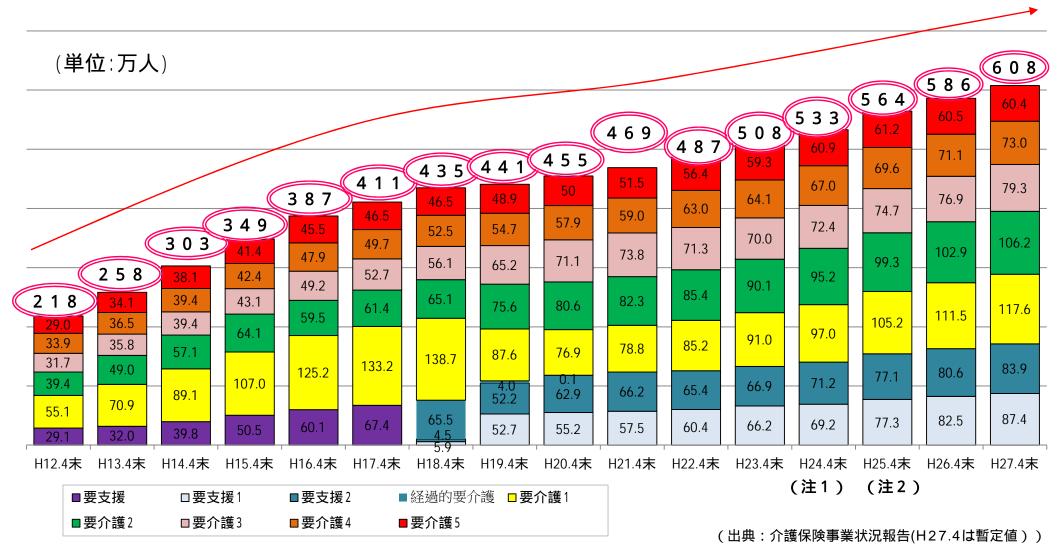
参加率の全国平均は0.9%と低く、地域差が生じている。

週1回以上開催の通いの場への参加率(都道府県別) 1



要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成27年4月現在608万人で、この15年間で約2.79倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

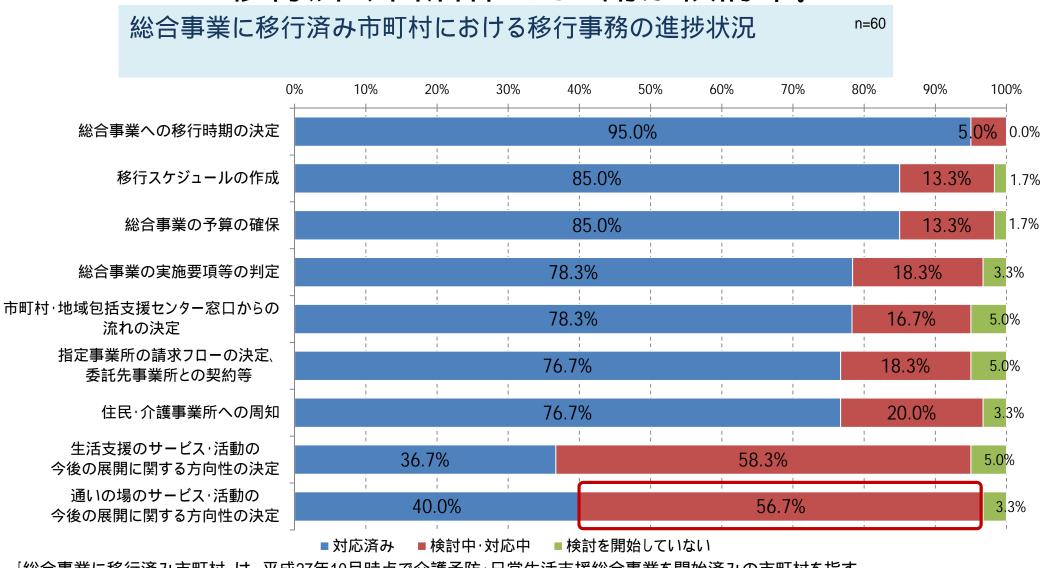


注1)陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

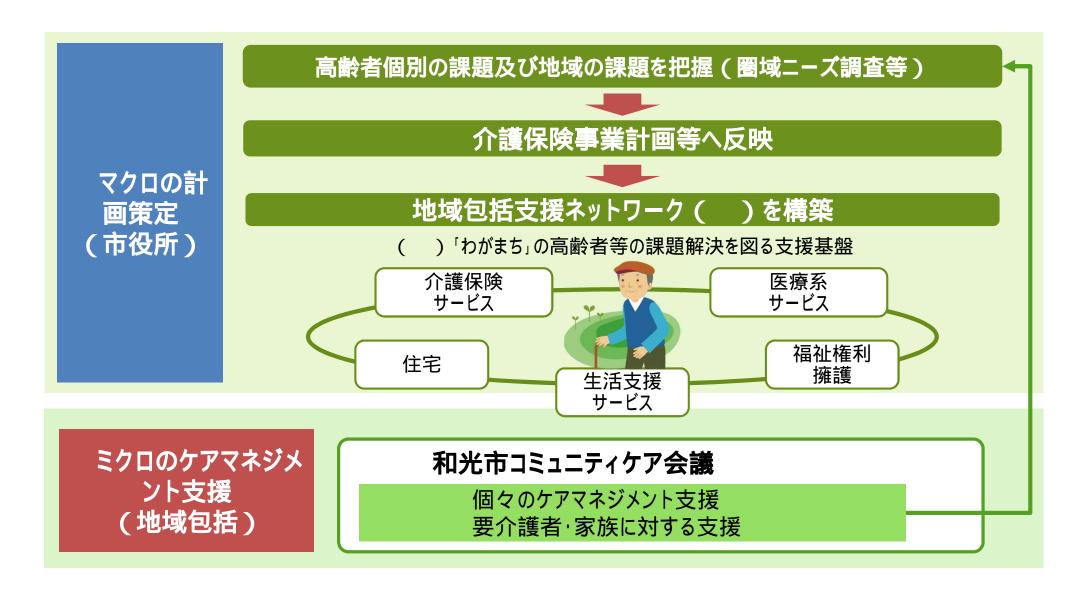
注2)楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

平成27年度「介護予防・生活支援に係る各市町村の取組状況に関するアンケート調査」結果

サービスや支援体制の具体的検討は、移行済み自治体でも6割が検討中。



和光市 ~地域包括ケアシステムの構築~



医療や住まいとの連携も視野に入れた 介護保険事業(支援)計画の策定

- ■地域包括ケアの実現を目指すため、第6期計画(平成27~29年度)では次の取組を推進。
 - 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
 - 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

日常生活圏域ニーズ調査

(郵送+未回収者への訪問による調査)

- どの圏域に
- どのようなニーズをもった高齢者が
- どの程度生活しているのか

調査項目(例) ■ 身体機能·日常生活機能 (ADL·IADL)

- 住まいの状況 ■ 認知症状
- 疾病状況



地域の課題や必要となるサービスを把握・分析

介護保険事業(支援)計画

これまでの主な記載事項

- 日常生活圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業(市町村)
- 介護人材の確保策(都道府県)など



地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

- ■認知症支援策の充実
- ■在宅医療の推進
- ■高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
- ■見守りや配食などの多様な生活支援サービス

和光市作成資料

和光市コミュニティケア会議

地域包括ケアを念頭においた自立支援に資する高齢者(市民)に対するケアプラン等の調整・支援効果的ケアマネジメントの質の向上(給付適正効果)

地域包括職員、ケアマネ及びサービス事業者等へのOJTによる専門性の向上(人材育成) 他制度・他職種によるチームケアの編成支援

【参加者】

< 恒常的メンバー >

保険者(市)、地域包括支援センター(5か所24人)、 外部からの助言者(医師・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士)

<個別プランに関係する時のみ参加するメンバー(例) 消費生活相談員等の市役所関係者、成年後見候補者、居宅支援事業者、 訪問介護事業者、グループホーム、小規模多機能施設職員、その他社会資源関係者

個別ケースのケアマネはじめサービス担当者 等



的確なマネジメントから評価まで

アセスメント

課題抽出

プランニング

課題解決に向 けたサービスの検 討 チームケア

チームケアの 編成

モニタリング

アウトカムを重視した評価

- ●「一人で掃除が出来ない」という状況から「膝関節痛」という個人因子や「独居」という環境因子を抽出
- ●「掃除機がけの動作が自立できる」という目標

「何をして目標達成させるのか?」という通所・訪問介護の個別計画支援 内容を作成

- •チームで課題・問題点の共有
- ●サービス介入チームや声かけ 見守りチームを編成し役割を明確化
- •モニタリング管理
- ●「掃除がけの動作が自立できたのか」 アウトカムを重視した評価
- ●評価後、達成できない時は何が 原因で達成できなかったのかを追究

ここに医師・看護師・PT・OT等専門職が必要!

地域ケア個別会議でケアマネジメントのレベルアップを図っている取組例 ~ 奈良県生駒市~

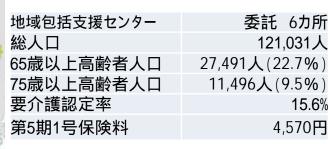
生駒市は、複数の地域包括支援センターが事例を持ち寄り、多職種協働でケース検討を実施。会議で方向付けられた支援内容を実際に行い、その結果を次の会議で報告し、支援の妥当性を検討。これを繰り返すことで地域包括支援センター全体で自立支援のプロセスが共有され、成功体験の蓄積がケアマネジメントのレベルアップにつながっている。

【ここがポイント!】

ケース検討は、要点を押さえる。漫然と行わない。(1事例15分以内) 1事例につき、初回、中間、最終の最低3回検討。(モニタリングが重要) 疾患別等に体系化して集中議論で効率化 継続(毎月1回)

- 保険者主催で毎回、25~30事例を検討。
- 検討会は180分以内に収める。(初回事例は1件15分、モニタリングは5分程度)
- 効率化を工夫(アセスメント様式の統一、初回·中間·終了の経過が一覧できる記録様式、 疾患別属性別に事例の類型化等)
- 多職種で検討(通所スタッフ、リハ、栄養、歯科)





平成25年4月1日現在

地域包括支援センター

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上

★京都府

奈良県

大阪府

生駒市

- 個を視る目と地域を視る目の両方がバランスよ〈備わった
- 高齢者自身の自立の意識を高める関わり 方が向上
- 家族の負担軽減策を具体的に立てられる
- 地域の資源や人材を活かすアイディアが 豊富に

通所事業所

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上
- 的確な個別プログラムが立てられる
- 通所の"卒業"の意識が定着
- 通所卒業を念頭に置いて居場所と役割づくりを並行して行うようになり、"卒業"を達成できる

事例 (生駒市) 84歳 男性 高齢世帯(夫) 要支援1(2012/6/1~2013/5/31) 更新せず

83歳 女性 (妻) 要介護1(2012/6/1~2013/5/31) 要介護1

要介護認定を受けた経緯: 夫は、脊柱管狭窄症で歩行や風呂の出入りがしづらくなった。

妻は、物忘れが目立ち、生活管理全般が一人では難しくなった。



夫婦で通所(パワーアップ教室)へ



夫が上手に見守りながら妻が料理



夫は畑仕事を再開、妻は通所で記録係のボランティア

	【開始時点】(2012.10)	【3か月後】(2013.1)	
A D L I A D L	(夫)腰痛で姿勢の向きを換えたり荷物を運ぶ ことが難しい 畑仕事を中断 (妻)金銭・服薬・物品管理が難しい 家事全般に夫の助けを借りている	(夫)姿勢の向きを楽に換えられるようになった 買物の荷物を持って歩くことができる (妻)手順を踏む行為(料理等)が難しくなっている	(<u>;</u> (!
地域 ケス議 による 検討	(夫)妻を一人にして出かけるのが心配 ストレスと夜間不眠あり (妻)困惑感、イライラ感が募る 二人で通所事業へ (週2回) 互いに交流の幅を広げる 地域包括支援センターの訪問	(夫)通所終了 畑仕事の再開準備(通所の仲間の応援で土を耕し、ウネを作る) (妻)通所継続 お茶を配る、記録をつける等の役割を増やす リハ職訪問(生活場面でのアドバイス)	妻
リハ職の対応	(夫)腰痛を回避する動作、筋力アップの方法 をアドバイス (妻)通所でお茶を配るなどの役割をつくり自 信回復。夫へ関わり方をアドバイス	(夫)畑仕事に必要な動作、筋力アップの方法 をアドバイス (妻)自宅台所で、実際に料理をしながら夫に 上手な指示の仕方をアドバイス	

【6か月後】(2013.7) 再開(クワの使用が可能になる

(夫)畑仕事を再開(クワの使用が可能になる) (妻)夫の助けを借りながら、家事を行っている。

妻のケアマネジメント、リハ職の対応を継続



夫は、日常生活が困らなくなり、自ら 要介護認定を更新しなかった。

【現在】(2013.10)

(夫)妻の様子を客観的に見られるようになり、不安が緩和。

(妻)パワーアップ教室でボランティアとして参加。笑顔が増える。

夫婦ともに、通所での仲間づくりを通じて、気持ちが明るくなり、活動的になっている。

> 要支援・要介護者を元気に!

医療・リハ・栄養・口腔・薬剤 等に関する専門職種

例

要支援

地域ケア会議

市町村 (保険者) 地域包括支援センター



ケアプラン作成者 サービス事業所等

介護保険の基本理念 = 自立支援

◆ 第二条第二項 | 介護保険 |

前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の 軽減又は悪化の防止に資するように行われるとと もに、医療との連携に充分配慮して行われなけれ ばならない。

◆ 第四条 | 国民の努力及び義務 |

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

多職種協働による協議

インフォーマルサービスの活用

自立を阻害する要因の追求

地域課題発見・解決策の検討

医療との連携

参加者のOJT

ケアプランの実行・評価・見直し

高齢者のQOLの向上

具体的事例(地域ケア会議で検討したケアプラン)

利用者の状態 : 生活の不活発により<u>下肢機能の低下</u>が顕著(要支援2)

利用者の課題 : 入浴ができない(入浴できるようになる余地あり)

認定期間 : 6ヶ月

ケアマネが立てた目標

清潔の保持に努める(安全に入浴する)

あいまいな目標 デイに行けば即達成

代表的な目標例

サービス内容 6 ヶ月後評価困難

デイサービスで週2回風呂に入る

問題点

お世話なしには生活できない

デイサービスでは入浴できても 自宅では入浴ができない



見落とし多数!!



お世話型のケアマネジメント

- ・根本的な課題解決になっていない。
- ・介護サービスが生活の不活発を助長 重度化の恐れ

ケア会議で修正した目標

具体的

6ヶ月後評価可能

6ヶ月後

自分で入浴することができる

ケア会議でのアドバイス (PT·OT·ST·歯科·栄養等)

- デイサービスで下肢筋力の強化と入浴動作の訓練を行ってみては?
- ➢ 浴室の住宅改修や入浴補助用具の購入を検 討しては?
- 低栄養では?BMIは?食生活は?
- > 歯・口腔・嚥下の状態は?
- ➤ 薬の服用状況は?

サービス内容の見直し



再アセスメント

● 自立支援型のケアマネジメント

根本的な原因に対するアプローチと、残存機能の維持・向上・悪化の防止

要介護度の改善

自立した生活

地域ケア会議への専門職種の派遣実績について(全国調査結果)

1.地域ケア会議への専門職種派遣を行う都道府県数

H 2 4 年度: 2 2 都道府県

H 2 5 年度: 3 2 都道府県

H 2 6 年度: 1 , 4 3 9 人(延べ)

理学療法士(242)作業療法士(228)歯科衛生士(436)管理栄養士(447)言語聴覚士(58)訪問看護師(27) 薬剤師(1)

126.9 県高齢者福祉課調べ

2 . 専門職種派遣実績の状況 (H24~H25)

	H24	都道府県	派遣実績(延べ)	派遣職種
	1位 大分県		295人	理学療法士(61) 作業療法士(52) 歯科衛生士(116)管理栄養士(66)
	2 位	〇〇県	4 1人	主任ケアマネ
	3 位	〇〇県	40人	医師、看護師、MSW、弁護士 ほか
(参考)全国計		参考)全国計	5 4 8 人	全国計に占める大分県の割合: <u>53.8</u> %

H25	都道府県	派遣実績(延べ)	派遣職種
1位	大分県	894人	理学療法士(164)作業療法士(154) 歯科衛生士(281)管理栄養士(295)
2位	〇〇県	6 7 人	医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士 ほか
3 位	〇〇県	5 7人	医師、保健師、精神保健福祉士、弁護士、虐待事例専門家 ほか
(参考)全国計		1,166人	全国計に占める大分県の割合: <u>76.7</u> % 29

平成24年度の取組

H24地域包括支援センター機能強化事業 当初予算額 4,132千円 | 新規 |

◆モデル3市 | 豊後高田市 | 杵築市 | 豊後大野市 | における地域ケア会議の立ち上げ・定着支援

● 先進地講師の派遣 計9回派遣 研修参加延べ800名

内容 | 講演及び地域ケア会議の助言・指導

● リ八職等の派遣 延べ295名

|派遣内訳| 派遣に際して関係協会に協力を依頼

モデル3市開催実績 | H24年度 |

◆ 開催回数 112回

◆ 検討件数 467件

理学療法士 | 6 1 名 | 作業療法士 | 5 2 名 | 管理栄養士 | 6 6 名 | 歯科衛生士 | 1 1 6 名 |

● モデル事業連絡会議の開催 計4回開催

内容 | 各モデル市の地域ケア会議等の実施状況、意見交換、課題共有





モデル市での研修会の様子 | 地域ケア会議 @豊後高田市

◆全県下への普及促進

● 市町村ヒアリング モデル3市以外の市町村

内容 | 地域ケア会議の実施予定、介護予防事業の実施状況等

● 市町村長訪問 モデル3市以外の市町村

内容 | 地域ケア会議の趣旨、内容、必要性等について説明

● 地域ケア会議等に関する研修会の開催 計7回 参加延べ920名

対象 | 全市町村及び地域包括支援センター



事業所トップセミナーの様子 公開模擬地域ケア会議|



事業所トップセミナーの様子 会場|

- 先進地視察 希望市町村及び地域包括支援センター等 計15名 | 6市及び県 視察後、視察を行った市町村を中心に「地域包括ケア市町村連絡会議」の立ち上げ|市町村独自の連絡会議|
- 事業所トップセミナーの開催 参加者計450名

対象 | 県内の介護保険事業所開設者・管理者

● 地域包括ケア広報キャラバン|県民向けセミナー|の実施 計2回|参加計 250名



地域包括ケア広報キャラバンの様子

平成25年度の取組

H25地域包括支援センター機能強化事業 当初予算額 27,578千円

◆全市町村における地域ケア会議の立ち上げ・定着支援

● 先進地講師の派遣 計8回派遣 | 研修参加延べ1,441名

内容 | 講演及び地域ケア会議の助言・指導

丿 専門職派遣システムの構築

● **リハ職等の派遣と育成** 派遣延べ 8 9 4 名 | 1 4 市町 県リハビリテーション支援センターに事業委託

派遣内訳 | 理学療法士 164名 | 作業療法士 154名 | 管理栄養士 295名 | 歯科衛生士 281名 円滑な派遣調整を行うため「派遣調整会議」を開催 | 参加者: 県リハセンター、関係協会長、市町村、県研修内容 | 地域ケア会議に関する講義及び地域ケア会議の実演 | 計5回開催 参加延べ541名

● 広域支援員の派遣 計26回・延べ51名派遣 | 研修参加延べ 2,103名

広域支援員の職種 | モデル市 5名 | 理学療法士 4名 | 作業療法士 6名 | 管理栄養士 3名 | 歯科衛生士 4名 |

● 地域ケア会議及び自立支援型ケアマネジメントに関する研修会の開催

全市町村及び地域包括支援センター対象分 | 計 5 回 参加延べ 5 1 7 名 別途保健所圏域毎に開催 介護サービス事業所対象分 | 計 1 5 回 参加延べ 6 9 9 名 大分県社会福祉介護研修センターに事業委託

● 市町村・地域包括支援センター連絡会議の開催 計2回開催 | 参加延べ289名

内容 | 各市町村における地域ケア会議等の実施状況、意見交換、課題共有

● 先進地視察 希望市町村・地域包括支援センター・リハ職等 計26名 | 4市・4協会及び県



派遣調整会議の様子



専門職種向け研修の様子



広域支援員派遣の様子

◆関係機関の連携促進と県民への普及啓発の推進

● 地域包括ケア推進大会の開催 参加200名

対象 | 各市町村長、行政、医療、介護、福祉関係団体及び一般県民

内容 | 特別講演 | 厚労省老健局長 原 勝則氏 | 県内の取組報告 | 杵築市 江藤 修氏、デイサービスセンター楽 佐藤 孝臣氏 | 老健局長と市町村長の意見交換





知事視察 | 杵築市、デイサービスセンター楽 |

● 地域包括ケア広報キャラバン | 県民向けセミナー | の実施 計7回 | 参加延べ1,190名
内容 | 県、市町村、地域リハ広域支援センターの取組説明 H24~25年度 合計9回開催 | 参加者延べ1,440名



老健局長と市町村長の 意見交換の様子

平成26年度の取組

H26地域包括ケアシステム構築推進事業 当初予算額 39,147千円 | 新規 |

◆地域ケア会議の充実・強化

● コーディネーター・アドバイザースキルアップ研修の実施

対象 | 市町村・地域包括支援センター 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士等の専門職

回数 | 6回

参加 | 延べ1,032名

協会独自の研修会の実施状況 人数は延べ数、H26は計画時の人数

 | H24~H25 | PT
 6回383名 | OT
 8回444名 | 栄養
 6回794名 | 歯科
 13回205名 | ST
 21回265名 |

 | H26
 | PT
 4回243名 | OT
 4回322名 | 栄養
 3回331名 | 歯科
 7回270名 | ST
 18回432名 |

● 広域支援員派遣事業の強化 延べ26名派遣 | 研修参加延べ1,106名

コーディネーター等に対して助言・指導を行う**リーディングコーディネーター**の創設 アドバイザー等に対して助言・指導を行う**リーディングアドバイザー**の創設

職種 | 行政 1名 | 地域包括 1名 | 理学療法士 6名 | 作業療法士 8名 | 管理栄養士 3名 | 歯科衛生士 7名 |

● 自立支援型ケアマネジメントの一層の推進

市町村・地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所を対象にした研修の充実



コーディネーター養成研修 の杵築市



第1回アドバイザースキルアップ研修 参加251名



介護サービス事業所向け研修 参加延べ1,067名



介護事業所独自の報告会の様子 参加600名

◆地域課題の解決支援(総合事業の移行促進)と関係機関のさらなる連携強化

● 地域課題の解決に向けた市町村支援 地域包括ケアシステム構築支援事業費補助 | 30,000千円

対象 | 地域ケア会議を積極的に取り組む市町村 補助内容 | 地域包括ケアに資する新たな生活支援サービスの立ち上げや拠点の整備

● 大分県地域包括ケア推進会議 | 県レベルの推進会議 | の立ち上げ

内容 | 各市町村の地域課題の把握と市町村単独では対応できない地域課題の解決支援 等 構成員 | 県、市町村、関係団体

● 第2回地域包括ケア推進大会の開催

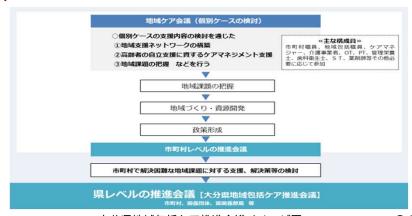
対象 | 首長、行政、医療、介護、福祉関係団体及び一般県民

参加 | 460名

内容 | 特別講演 | 慶應義塾大学名誉教授 田中 滋 氏

県内取組報告 | 臼杵市医師会立地域包括支援センターコスモス 管理者 石井 義恭 氏

|臼杵市医師会立コスモス病院 リハビリテーション部 室長 竹村 仁 氏



大分県地域包括ケア推進会議イメージ図

保険者機能の強化 ~介護予防の横展開~

平成28年4月4日経済財政諮問会議 厚生労働大臣提出資料

高齢者の自立支援・介護予防に取り組む先進的な保険者の取組の全国展開

高齢化が進展する中で、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた保険者の取組を一層加速化することが必要

市町村による取組の好事例

例)和光市 🝣



介護予防への重点的な取組によ り、要支援者の状態が改善

保険者のリーダーシップ

地域のニーズ把握

保険者主導の多職種連携

ケアマネジャー、PT、OT、管理栄養 士等の多職種が集まり、個別のケア プランを地域ケア会議で検討、等々



に向

出

都道府県による普及展開の好事例

例)大分県



県の主導により市町村の取組をリード

県のリーダーシップ

先進地からの講師派遣・研修

専門職能団体等との連携

全国展開のポイント

保険者のリーダーシップ



実態把握·分析·課題抽出

ノウハウの共有、人材育成

専門職能団体等との連携



住民の意識向上

全国展開に向けた取組

市町村の保険者機能の抜本強化策について、次 期制度改正に向けて検討するとともに、可能な限り 前倒し

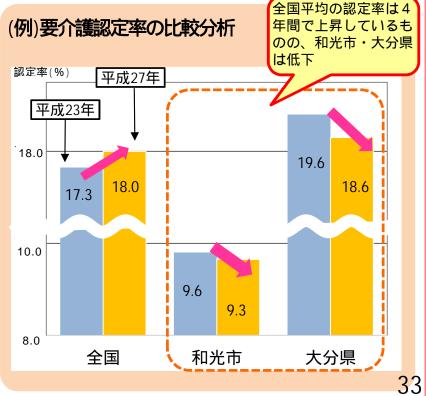
【検討事項の例】

要介護度、介護費等の分析と課題抽出 具体的な数値目標の設定・達成度の評価 市町村の取組へのインセンティブ付け 等



市

都道



効果的な介護予防等の取組に係る先進事例等の横展開

- ✓ 大分県の事例を参考に、都道府県による市町村支援体制を整備
- ✓ 和光市等の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを全国に普及

立ち上げ 定着 充実 地域ケア個別 地域ケア個別 地域包括ケアシ 200 47 都道府県×4~5市町村 会議を専門職と協 会議と介護事業所 ステムの構築に資す る新たな生活支援 働して開催し、自 の機能強化のため 県内展開の手法を全国へ サービスの創出や の研修開催 立支援型の介護予 拠点の整備 市町村 防ケアマネジメン トを実施するととも 47都道府県×1~2市町村 に、住民主体の通 その他 いの場による介護 予防活動を促進 3都道府県×3~4市町村 支援 モデル市町村 市町村が自立支 地域ケア個別会 研修会の開催等 モデル県での 援型のケアマネジメ 議やサービス事業所 により、市町村の取 成功事例創出 ントを実施するため の機能強化のための 組を支援 都道 に不可欠な、専門 専門職派遣 府県 職の育成(OT、 PT、ST、管理栄養 専門職との連携体制構築 士等) 支援 ◆ 都道府県等の取組を円滑に進められるように、**モデル市町村** 玉 の立ち上げや広域支援体制構築についてアドバイザーの

個別自治体重点指導 地域リハビリテーション活動支援事業 地域づくりによる介護予防の推進 H28 ~ 29 $H30 \sim 32$ H33 ~

全国研修会

1718 全市町村

取組

市町村数

派遣等により技術的な支援

介護予防活動普及展開事業(平成28年度~)

目的

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町村で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを全国展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。

具体的には、介護予防における市町村のリーダーシップ構築、市町村が主体的に介護予防に取り組むための組織づくりと運営、効率的・効果的な短期集中介護予防プログラムの実施と地域の受皿づくりを全国の市町村で実践できるよう、以下のような技術的な支援を行う。

平成28年度事業内容

全国の市町村における上記 ~ の取組を強化するため、先進事例から普遍的なノウハウを抽出、普及し、実践につなげる。

(1) 介護予防活動普及調査事業

介護予防に積極的な自治体において取り組まれている、「要介護状態からの卒業」を見据えた介護予防の手法について、全国の市町村において取り入れることができるよう、<u>普遍的なノウハウを抽出し、ガイドラインを作成</u>する。都道府県との連携の下、ガイドラインに沿った取組を全国の市町村が実践できるよう、<u>研修・フォローアップのためのカリキュラムを策定</u>し、市町村に提供する。

(2) 介護予防活動普及研修事業

上記研修カリキュラムを用いた研修会を試行的に開催し、ガイドライン、カリキュラム改訂時に内容の充実を図る。







自治体における先進事例

介護予防活動普及調查事業





ガイドライン 等の普及



調査委員会等にて検討

ガイドライン等の作成

研修会の実施

介護予防活動普及研修事業

1.介護予防活動普及展開事業【新規】(実施主体:国(委託)) 40,425千円

事業目的

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町村で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを全国展開し、元気な高齢者を増や す。

具体的には、

介護予防における市町村のリーダーシップ構築、 市町村が主体的に介護予防に取り組むための組織づくりと運営、 効率的・効果的な短期集中介護予防プログラムの実施と地域の受皿づくりを全国の市町村で実践

事業内容

<u>全国の市町村における上記 ~ の取組を強化するための技術的支援</u>として、先進事例から普遍的なノウハウを抽 出、普及し、実践につなげる。

(1)介護予防活動普及調查事業

介護予防に積極的な自治体において取り組まれている、「要介護状態からの卒業」を見据えた介護予防の手法につい

- て、全国の市町村において取り入れることができるよう、<u>普遍的なノウハウを抽出し、ガイドラインを作成</u>する。 都道府県との連携の下、ガイドラインに沿った取組を全国の市町村が実践できるよう、<u>研修・フォローアップのため</u> **のカリキュラムを策定**し、市町村に提供する。
- (2)介護予防活動普及研修事業

上記研修カリキュラムを用いた研修会を試行的に開催し、ガイドライン、カリキュラム改訂時に内容の充実を図る。

2.介護予防市町村支援事業(実施主体:都道府県) 63,850千円

事業目的

介護予防の推進に当たっては、高齢者の心身機能を高めることだけを目指すのではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境への働きかけも含めたバランスの取れた取組が重要である。

このため、リハビリテーション専門職等を積極的に活用し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域 の実現を目指す。

事業内容

本事業は、市町村が、地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を効率的に実施することができるよう、都道府県が、広域的な観点から様々な市町村支援を実施することを補助する。(補助率:1/2)

(1)介護予防市町村支援委員会

医療・介護・保険等の有識者等による委員会の設置、市町村が行う事業評価や課題抽出のサポート

(2)リハビリテーション専門職等の広域派遣調整事業

派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識(活動と参加に焦点を当てたアプローチ)を習得させるための研修会実施

(3)介護予防従事者に対する技術的支援

介護予防ケアプランのチェック、改善指導のための知識・技術向上のための研修会の実施

介護離職ゼロの実現

安心した生活(高齢者に対するフレイル(虚弱)予防・対策)

元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組(その2)

【国民生活における課題】

現役時代からの予防・健康 づくりの取組や、高齢者の フレイル(虚弱)状態への ケアがこれまで必ずしも十 分ではなく、健康寿命と平 均寿命に乖離が大きい。

- •健康寿命 男性71.19歳、女性 74.21歳(2013年)
- サタボ人口 1,400万人(2008年度)
- ●健診受診率(40~74歳、特定 健診含む) 66.2%(2013 年)
- •要介護認定率 17.8% (2013 年度)

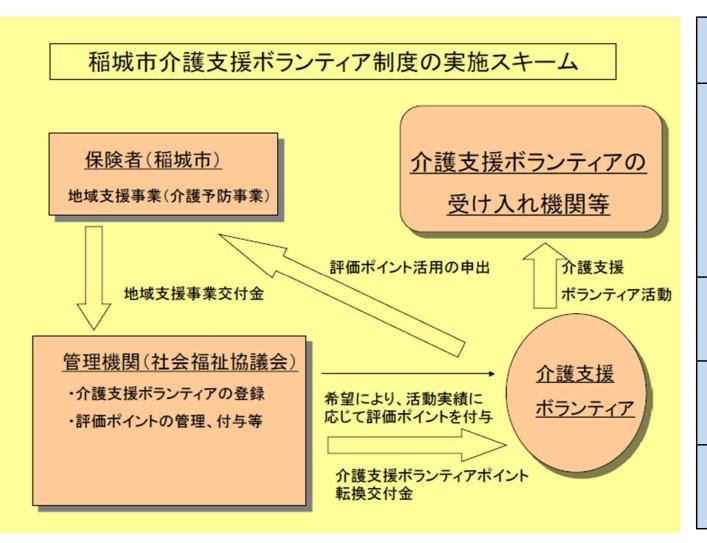
【具体的な施策】

- ●高齢者のフレイル(虚弱)段階での進行防止(フレイル対策)のため、地域における介護予防の取組を推進するとともに、専門職による栄養、口腔、服薬などの支援を実施する(2016年度より)。また、フレイルの前段階(プレフレイル)からの予防対策として、虚弱な高齢者でも容易に参加できる、身近な場での住民主体による運動活動や会食その他の多様な社会参加の機会を拡大する。あわせて、後期高齢者医療における保健事業の在り方を検討し、事業の効果検証を行った上でガイドラインを作成し、2018年度からフレイル対策の全国展開を図る。
- •新しい運動・スポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨することで、取り組みやすい健康増進活動を普及するとともに、介護予防の現場などで高齢者の自立への動機付けを高めることのできる、運動・スポーツを取り入れた介護予防のプログラムの充実に取り組む。あわせて、老化メカニズムの解明等を進める。
- 自らの介護予防活動に取り組む高齢者へのインセンティブを付与する仕組みを設ける等、高齢者の介護予防活動を 更に推進する。
- ◆2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向け、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化するとともに、高齢者が外出し活躍しやすいユニバーサルデザインの社会づくりを推進する。
- •配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、事業者向けのガイドラインを作成し、2017年度からそれ に即した配食の普及を図る。
- ◆生涯活躍のまちについて、事業の具体化のためのマニュアル等を作成するほか自治体における取組を支援し、地域の特色を活かした展開を図る。



介護支援ボランティアポイント(稲城市、横浜市など)

介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る制度。(介護保険の地域支援事業で実施)。 平成26年度では、約235の自治体で実施。



	付与ポイント数等(例)
A市	付与ポイント数: 10~19回 1,000ポイント 20~29回 2,000ポイント 50回以上 5,000ポイント 年間換金上限:5,000円
B市	付与ポイント数:1回200ポイント 年間換金上限:8,000円
h O	付与ポイント数:1時間200ポイント 年間換金上限:5,000円
D市	付与ポイント数:1時間50ポイント 年間換金上限:6,000円 38

介護予防ポイント事業

要介護(支援)認定を 受けていて状態像の改 善により「非該当」と なった人





週2回フィットネスクラブ、健 康教室等へ参加

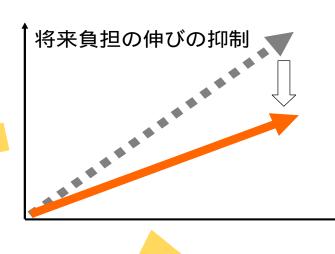


市民の健康水準の向上かつ負担抑制

スタンプポイント



地域消費の拡大地域産業の支援



介護が必要になる時期の遅延 (健康寿命の延伸)



口座に振り込み

OR 特産チケット

(岡山市総合特区事業)介護予防ポイント事業

高齢者が、自ら介護予防に積極的に取り組んでいることをポイント評価し、た まったポイント数(参加回数等)に応じて換金等ができるもの。 →介護予防に着目したポイント制度

平成26年1月スタート

対象施設·事業

民間事業者による運 動施設(フィットネス クラブ)等の利用



65歳以上で以下の要件に該当する人)

- ·要介護(支援)認定者 非該当
- ・介護サービス未利用の 要介護(支援)認定者 取消申請により非該当
- ・岡山市が実施する サポーター養成講座の修了者

平成26年5月スタート

サポーターポイント事業

活動実施

スタンプ帳 配布

スタンプ押

回の活動で 1ポイント付与 1スタンプ = 1ポイント

登録 申請

スタンプ帳 配布



`換金 登録 ·物品^{申請}

岡山市

(岡山市社会福祉協議会へ委託)

対象施設·事業

介護予防事業の サポート活動

(介護予防センターの 介護予防教室等)

1回の活動で 5ポイント付与 1スタンプ = 5ポイント

40

介護予防ポイント事業の目的・効果

要介護(支援)認定を受けていて、状態像の改善により「非該当」となった高齢者等(介護保険からの卒業者)が<u>参加できる場所の</u>確保を民間ベースで創設することや、介護保険の代替サービスを推進すること

地域のリーダー(サポーター)が行う地域活動等を支援することにより、活力ある<u>高齢者の受け皿を整備し、健康づくりや介護予防に積極的に取り組む高齢者を増加</u>させることを目的とする。

介護予防に対する意欲向上につながり、<u>健康寿命の延伸</u>につながる。

<u>要介護(支援)認定者となる人数の抑制</u>及び<u>介護給付費の抑制</u> 効果が期待できる。

対象者

岡山市に居住する65歳以上の第1号被保険者で、 次に該当する人

要介護・要支援認定を受けていたが、状態像の改善等により「非該当」となった人等

要介護・要支援認定を受けていて、介護サービス給付を使っていない人については、認定の取消申請を行うことを要件とする。

岡山市が実施するサポーター養成講座の修了者

対象サポーター 生活·介護支援サポーター ストレッチ体操指導員 地域支援サポーター 認知症サポートリーダー

ポイント交換内容

ポイ	イント数
2 0 p	交換の下限
2 1 p	
5	
6 0 p	半年間の 交換上限
S	
1 2 0 p	1年間の 交換上限

口座振込	物品交換
1,000円	
1,050円	
\$	
3,000円	・表町商店街商品券 3,500円分 ・ファジアーノ岡山セット4,500円分 チケット 3,500円分 応援グッズ1,000円分
\$	
6,000円	・表町商店街商品券 7,000円分 ・ファジアーノ岡山セット7,500円分 チケット 3,500円分 応援グッズ4,000円分